

産業廃棄物処分業許可証

住所 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山330番地1

氏名 株式会社ウム・ヴェルト・ジャパン
代表取締役 小柳 明雄

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕

許可の年月日 令和 3年10月15日

許可の有効年月日 令和 8年 1月29日



1. 事業の範囲

中間処理

【事業場①】

水銀加熱回収：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ）に限る。）

【事業場②】

水銀加熱回収：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ）に限る。）

破 碎：廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上4種類

破 碎 分 離：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも廃太陽光パネルに限る。）

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

【事業場①】埼玉県久喜市河原井町47番4の一部 以上1筆（面積215.00㎡）

【事業場②】埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字上田262番8、268番、字西高山330番1、字東高山331番1 以上4筆（面積8,265.67㎡）

処理施設及び保管施設の概要は2頁から4頁のとおり。

3. 許可の条件

(1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。

(2) 中間処理は、2頁に掲げる処理施設で行うこと。

(3) 事業場②において、施設の使用に当たっては、彩の国資源循環工場（借地施設）運営協定に定められた大気、騒音及び悪臭の数値を遵守すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成16年1月30日	指令廃指第3672号	新規許可
令和元年6月21日	指令北環第51-10号	更新許可(優良認定)
令和3年3月24日	指令産廃第1306-1号	変更許可(破碎分離の追加及び破碎の限定の解除)
令和3年10月15日	指令産廃第742-1号	変更許可(破碎の1種類の追加)
令和4年2月4日	—	変更届(保管容器の追加)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

処理施設の種別及び能力等

【事業場①】

施設の種別	処理能力	産業廃棄物の種別	設置年月日 許可年月日 許可番号
水銀加熱 回収施設	2.53t/日 (12時間)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず以上3種類(いずれも水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ)に限る。)	平成16年 1月30日 — —

【事業場②】

施設の種別	処理能力	産業廃棄物の種別	設置年月日 許可年月日 許可番号
水銀加熱 回収施設	5.52t/日 (24時間)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず以上3種類(いずれも水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ)に限る。)	平成17年 5月11日 — —
水銀加熱 回収施設	5.52t/日 (24時間)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず以上3種類(いずれも水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ)に限る。)	平成17年 5月11日 — —
破碎施設	1.50t/日 (12時間)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず以上3種類(いずれも廃電球類に限る。)	平成21年12月 7日 — —
破碎分離施設	4.48t/日 (8時間)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず以上3種類(いずれも廃太陽光パネルに限る。)	令和 3年 3月24日 — —
破碎施設 (二軸破碎機)	4.60t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	令和 3年10月15日 — —
	3.08t/日 (8時間)	木くず 以上1種類	
	5.61t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	
	6.49t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	
破碎施設 (ハンマーミル)	2.08t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	令和 3年 3月24日 — —
	6.64t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	
	5.84t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	



保管施設の種別及び能力等

【事業場①】

	産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
1	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ）に限る。）	7.0㎡	2.0m（屋内） （200Lドラム缶×15本等）
2	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ）に限る。）	10.5㎡	2.0m（屋内） （200Lドラム缶×20本等）
3	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ）に限る。）	6.0㎡	2.0m（屋内） （200Lドラム缶×15本）

【事業場②】

	産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
1	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ）に限る。）	193.7㎡	4.3m（屋内） （1.0㎡メッシュパレット、0.62㎡メッシュパレット、1.7㎡ラック等）
2	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ）に限る。）	19.6㎡	4.3m（屋内） （1.7㎡ラック、1.0㎡メッシュパレット、0.07㎡折り畳みコンテナ等）
7	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも廃電球類に限る。）	3.3㎡	4.3m（屋内） （200Lドラム缶、0.15㎡プラボックス）
8	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ）に限る。）	21.3㎡	4.3m（屋内） （0.62㎡メッシュパレット、1.7㎡ラック、1.0㎡メッシュパレット等）
9	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも廃太陽光パネルに限る。）	78.2㎡	4.3m（屋内） （2.2㎡ラック、2.5㎡パレット）
10	廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上4種類	25.0㎡	3.0m（屋内） （1.0㎡鉄箱×36個）
11	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも廃太陽光パネルに限る。）	10.0㎡	2.0m（屋内） （2.5㎡パレット、2.2㎡ラック）
12	廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上4種類	8.1㎡	2.5m（屋内）
13	廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上4種類	22.4㎡	2.5m（屋内）

	産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
14	廃プラスチック類 木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず以上4種類	8.1㎡	2.5m（屋内）
15	廃プラスチック類、金属くず 以上2種類	9.2㎡	2.0m（屋内） （10㎡コンテナ、8㎡コンテナ）
21	廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず以上4種類	24.0㎡	3.0m（屋内） （1㎡鉄箱×27個、0.91㎡鉄箱×48個、2.2㎡パレット×18個）
22	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも廃太陽光パネルに限る。）	5.0㎡	1.5m（屋内） （1㎡鉄箱×2個、2.2㎡パレット×2個）

（以下余白）